

I 長生地域農林業の現状と課題

1 自然環境

(1) 地勢

長生地域は、房総半島のほぼ中央、九十九里浜の南部に位置し、東は太平洋、西は千葉市・市原市、北は山武郡市、南はいすみ市・夷隅郡に接した地域で、首都圏の70km範囲にあり、面積は326.98k㎡となっています。気候は温暖で年間平均気温15.3℃、年間降水量1,691mmで気象条件に恵まれた地域です。

地勢は、海岸に沿った一宮町・長生村及び白子町の各町村と茂原市東部は平坦な沖積平野ですが、西部の長柄町・長南町及び睦沢町と茂原市西部は、標高60mの房総丘陵へと連なる中山間地域となっています。

(2) 水域等

長柄町刑部の権現森を水源とする一宮川と大網白里市北西部を水源とする南白亀川とが管内の主要河川で、中・上流地域は傾斜を帯びた地形で多くの支川を抱え、その川沿いには谷津田が展開しています。それぞれの河川は下流域の九十九里平野を屈曲し、一宮川は長生村で、南白亀川は白子町で太平洋に至ります。

このような地形は、ひとたび大雨に見舞われると、中・上流地域の傾斜地から一気に水が流下し、しばしば湛水被害を生み出してきました。また、一方で日照りが続くと、管内の河川は延長が短く流域面積が小さいために、すぐに干上がってしまい、河川水を農業用水として利用することが困難でした。そのため、稲作の用水確保の手段として江戸時代から多くの「ため池」が築造されてきました。

これらの「ため池」は現在でも活用されており、その数は249か所あり、貯水量は3,224千㎡、受益面積は水田面積の約40%に当たる、2,765haとなっています。一部の「ため池」は住民の憩いの場としても活用されています。

しかし、農村社会における生活様式の変化や混住化の進展等から、農村の水環境は、生活雑排水の占める割合が増加する一方で、農村集落からの排水を処理するための汚水処理施設の整備が立ち遅れているために、農業用排水路への生活雑排水の流入による水質悪化が懸念されています。また、南白亀川流域周辺は地盤沈下の影響によって農業用排水に支障が生じています。さらに用水源としての「ため池」は、老朽化による安全性の低下、また、機能不足等が生じており、早急な

対策が必要になっています。

2 社会経済環境

(1) 農政の変化

農業は、国の政策目標や内外の経済事情・人口動向等に大きく影響を受けます。

高度経済成長下の昭和 36 年に農業の生産性向上や他産業との所得均衡を目標に農業基本法が制定され、農業構造改善事業などによって畜産や園芸の規模拡大が図られました。

昭和 40 年代後半頃からは、生産性の向上で供給過剰となった農畜産物の価格が低迷し、さらに 50 年頃から徐々に進行し始めた少子高齢化は国全体の食料消費量にブレーキをかけることとなり、農畜産物の計画生産が行われるようになりました。

昭和 61 年のガットウルグアイラウンド以降は、WTO 体制の下の農産物輸入自由化により、海外の安価な農産物が日本市場に流入したため、兼業化や離農が加速度的に進行したこと等から、国の農政政策は、平成 11 年に国民視点も取り入れて、食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村振興を基本理念とする食料・農業・農村基本法へと転換しました。

特に水田農業対策は、約 40 年続いた米の生産調整から平成 22 年度に農業者戸別所得補償制度、平成 25 年度からは、経営所得安定対策に転換し、平成 30 年産米からは、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を行うように制度が変更になります。

また、今後は、国際的な経済連携がさらに進む中で、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)や東アジア地域包括的経済連携(RCEP)等の経済連携交渉の進展によって、農林水産業のグローバル化が一段と進むことが予想されます。

(2) 食と農産物流通の変化

近年の食の形態は、ライフスタイルの変化により、その消費形態が家庭での調理から外食や持ち帰り弁当や調理済の惣菜といった中食へと食の外部化、簡便化が進んでいます。

この食の変化により、農産物も従来の市場における野菜流通から、カット野菜等の半加工野菜や加工食品等の業務用需要が大半を占めるようになっていきます。

また、近年、私たちの食生活を巡っては、欠食、不規則な食事、栄養の偏り、食品の食べ残しや廃棄の増加等の問題や、食生活の乱れ等

が原因となる生活習慣病の増加といった様々な問題が指摘されています。これらの課題を解決するために、県では、食育基本法に基づいた「第2次千葉県食育推進計画」を平成25年1月に制定し、バランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくりを目指します。

一方、平成13年9月に確認された牛海綿状脳症（BSE）やその後の輸入食品の農薬混入問題、食品の偽装表示など食の安全性・信頼性を揺るがすような様々な問題が発生し、「食」の安全・安心への更なる取組が求められています。

さらには、東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、一部の農林水産物から基準を超えた放射性物質が検出されたことから県産農林水産物の安全性への県民意識が高まっています。

（3）管内の経済立地

管内の行政機構は茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町の1市5町1村からなり、人口は約15万2千人で県総人口の2.47%に当たります。

当地域は、首都圏中央連絡自動車道（東金～木更津）が平成25年4月に開通したことにより、東京湾アクアライン、東関東自動車道館山線などを利用した京浜地域や内房地域との距離・時間が一段と短縮されることから、その効果が期待されています。

また、当地域は、農林業、商業、工業がバランスよく発展し、海岸地帯は海水浴客やテニス客を中心とした観光宿泊業、中間部は商工業、山間部ゴルフ場等の地域性を活かした事業が展開されています。

3 農林業の概況

(1) 経営耕地

管内の経営耕地は、9,454ha で、水田 6,639ha、畑 2,812ha、1戸当たりの平均耕作面積は 1.63ha となっています。

しかしながら、当地域には約 1,885ha (2010 年農林業センサス) の耕作放棄地が存在し、管内の農業生産や担い手への農地集積に影響を及ぼすだけでなく、営農・生活環境の悪化及び野生鳥獣害の増加等が懸念されています。

販売農家の 49.9%にあたる 2,100 戸が耕作放棄地を持ち、その面積は約 685ha となっており、1戸当たりで見ると約 33a となります。

平成 21 年度に改正された農地法では、全ての遊休農地を対象に所在の明確化や有効利用の徹底を図る仕組みが構築され対策が強化されました。

(2) 担い手農家数等

総農家戸数は 5,785 戸、専業農家は 721 戸 (13%)、第 1 種兼業農家は 671 戸 (12%)、第 2 種兼業農家 2,820 戸 (49%) となっています。(2010 年農林業センサス)

さらに詳細に見ると、販売なし農家が 356 戸 (6%) を占めています。管内農業の担い手である農業従事者数は、11,611 人、うち 60 歳以上は 6,073 人 (52.3%) で県平均の 51.9%をやや上回り、県平均に比べて高齢化が進んでいます。

基幹的農業従事者数は、5,035 人、そのうち 65 歳以上の基幹的農業従事者は 3,454 人 (68.6%)、さらにそのうちの女性は 1,514 人 (30.1%) となっており、管内農業の担い手強化が益々課題になっています。

また、市町村長が地域農業の担い手として認定した農業経営改善計画数は、平成 25 年 3 月末現在で、260 個人・法人で、このうち法人は、29 となっています。経営類型別に見ると、単一経営の稲作 41、施設野菜 26、酪農 12、果樹類 11、複合経営は 130 となっています。

(3) 農業産出額

平成 18 年の農業産出額は、189 億 2 千万円で、県対比 4.7%となっています。部門別には米が 62 億 4 千万円 (33.0%)、野菜 71 億 2 千万円 (37.6%)、畜産 32 億 8 千万円 (17.3%)、花き 7 億 8 千万円 (4.1%)、果樹 5 億 3 千万円 (2.8%)、その他 9 億 7 千万円 (5.1%) と長生地域は、米と野菜に特化しています。(平成 18 年生産農業所得統計、19 年から市町村別数値はなし。)

販売金額別規模別農家又は法人数は、500万円以上が406で、販売農家数の約7.0%で、そのうち1,000万円以上は183となっています。